

# 国民年金 だより

**問い合わせ先**  
**市民課 ☎40-5556**  
**栃木年金事務所**  
**☎0282-22-6074、4134**

■平成26年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出について

○申告書の提出が必要な方

所得税の課税対象となる方は、次の金額の老齢年金を受け取られた方で、「扶養親族等申告書」を提出する必要があります。

1. 65歳未満の方は108万円以上
2. 65歳以上の方は158万円以上

老齢年金(※)には、所得税法により、「雑所得」として所得税及び復興特別所得税がかかります。

なお、障害年金、遺族年金には税金はかかりません。

※老齢年金とは、老齢または退職を支給事由とする年金をいいます。

○申告書を提出しないと…

「扶養親族等申告書」を提出されない場合は、各種控除が受けられないだけでなく、源泉徴収税率も異なります。

○申告書の提出はお早めに!

提出期限を過ぎて申告書を提出していただいた場合でもさかのぼって源泉徴収税額を計算し直しますが、早めに提出してください。

○申告書を紛失等した場合に

「扶養親族等申告書」を棄損または紛失された方は、日本年金機構のホームページから印刷する事ができますので、必要事項を記入のうえ、封筒に入れて提出してください。

※市役所ではお預かり等できませんのでご注意ください。

〒168-8505  
 東京都杉並区  
 高井戸西3丁目5番24号

日本年金機構 宛

■扶養親族等申告書の送付について

日本年金機構は、毎年、所得税の課税対象となる方に、「扶養親族等申告書(はがき形式)」をお送りしています。

平成26年分は、平成25年10月22日より順次お送りしております。

■平成25年10月分からの年金額の改定について

平成25年9月分までの年金額は、平成12年度から14年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっています。

平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。

このため、平成25年10月分以降としてお支払する年金額は、4月から9月までの額から、マイナス1.0%の改定が行われます。

○今後の解消のスケジュール(予定)

平成26年4月マイナス1.0%  
 平成27年4月マイナス0.5%  
 (物価・賃金上昇した場合には、引下げ幅は縮小します。)

○受給額の変更例

国民年金を20歳から60歳まで全額納付し、65歳から受給し始めた方の場合

平成25年9月分まで  
 (年額)786,500円  
 平成25年10月分から  
 (年額)778,500円

■扶養親族等申告書及び年金の受給額に対する問い合わせ先

・ 栃木年金事務所お客様相談室  
 0282-22-4134  
 ・ ねんきんダイヤル  
 0570-05-1165  
 ・ (050または070から始まる電話からかける場合は03-67001165)

受付時間

○月曜日  
 午前8時30分～午後7時  
 ○火～金曜日  
 午前8時30分～午後5時15分  
 ○第2土曜日  
 午前9時30分～午後4時

・ 月曜日が祝日の場合は、火曜日に午後7時まで相談をお受けします。  
 ・ 祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

